

議 事 録

- 1 会議名
平成29年第1回理事会
- 2 日時及び場所
(1) 日時 平成29年5月30日(火) 10時00分～
(2) 場所 町屋文化センター3階 第2会議室
東京都荒川区荒川7丁目20番1号
- 3 現在の理事数
11名
- 4 出席理事数及び氏名
(1) 会議出席理事数及び氏名
① 理事数 8名
② 氏名 小池寛治 岡本壽子 牛丸美代子 平野千里
加茂行昭 高田忠則 河野文昭 佐藤泰祥
(2) 欠席理事数及び氏名
① 理事数 3名
② 氏名 高梨博和 坂田一郎 久田由美子
(3) 出席監事数及び氏名
① 監事数 1名
② 氏名 松本香
- 5 決議事項
(1) 議案第1号 (公財)荒川区芸術文化振興財団平成28年度事業報告
(2) 議案第2号 (公財)荒川区芸術文化振興財団平成28年度財務諸表
(3) 議案第3号 平成29年度(公財)荒川区芸術文化振興財団 収支予算書第1回補正予算
(4) 議題第4号 平成29年度第1回評議員会の招集
(5) 報告事項 職務執行状況報告
- 6 議事
(1) 理事長が第1回理事会出席について謝辞を述べ、開会した。
(2) 理事長より挨拶があり、4月1日新たに就任した職員の紹介があった。
(3) 理事長より、本理事会が定款第35条に定める定足数を満たし、有効に成立している旨の報告があった。
(4) 理事長より、定款第36条に基づき、理事長及び松本監事を議事録署名人とする旨の報告があった。

- (5) 議案第1号および議案第2号について一括審議とする旨を理事長が一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (6) 議案第1号および議案第2号について、理事長の求めに応じ常務理事より説明が行われた。
- (7) 松本監事より、議案第1号および議案第2号について、予め監事による監査が終了している旨の報告があった。
- (8) 議案第1号および議案第2号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (9) 議案第3号について、理事長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (10) 議案第3号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (11) 議案第4号について、理事長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (12) 議案第4号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (13) 報告事項について、理事長より報告が行われた。常務理事については、事業報告及び財務諸表の説明をもって報告とした。
- (14) 理事長が、以上をもって本理事会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、理事長並びに監事は、次に署名押印する。

平成29年5月30日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事会

理 事 長 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議 事 録

1 会議名

平成29年度 第1回評議員会（議長： 菊池秀信 ）

2 日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月14日（水）13時30分～

(2) 場所 町屋文化センター ふれあい広場

東京都荒川区荒川7丁目20番1号

(3) 現在の評議員数

17名

3 議事録の作成に係る職務を行った者

事務局長 岡本 壽子

4 出席評議員数及び氏名

(1) 会議出席評議員数及び氏名

① 評議員数 13名

② 氏名	茂木弘	斎藤泰紀	北城貞治	菊池秀信	瀬野喜代
	遠田茂子	小野塚鷹一	笠原立晃	志村博	田代貢
	猪狩廣美	池田洋子	阿部忠資		

(2) 欠席評議員数及び氏名

① 評議員数 4名

② 氏名 小島和男 斉賀靖佳 山下登 佐野誠一

5 議決事項

(1) 議案第1号 (公財)荒川区芸術文化振興財団平成28年度事業報告

(2) 議案第2号 (公財)荒川区芸術文化振興財団平成28年度財務諸表

(3) 議案第3号 平成29年度(公財)荒川区芸術文化振興財団収支予算書第1回補正予算

(4) 議題第4号 理事の選任について

(5) 議案第5号 評議員の選任について

6 議事

(1) 事務局が第1回評議員会出席について謝辞を述べ開会した。

(2) 理事長より挨拶があり、4月より事務局へ異動になった職員の紹介があった。

(3) 事務局より、本評議員会が定款第20条に定める定足数を満たし有効に成立している旨の報告があった。

(4) 議長より、議事録署名人を議長の指名により選出することについて諮ったところ、出席評議員の同意を得て次の2名を選出した。 斎藤泰紀評議員 瀬野喜代評議員

- (5) 議案第1号および議案第2号について一括審議とする旨を議長が一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (6) 議案第1号および議案第2号について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (7) 石澤宏監事より、議案第1号および議案第2号について、予め監事による監査が終了している旨の報告があった。
- (8) 議案第1号および議案第2号について、次のような質疑があり、議長の求めに応じて事務局が回答した。
- ・「コロッセコンサート」「100万回生きたねこ」事業について
 - ・事業評価の方法について
 - ・今後の日唄関係の事業について
 - ・ふれあい広場について
 - ・芸術文化振興基金について
- (9) 議案第1号および議案第2号について、議長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (10) 議案第3号について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (11) 議案第3号について、議長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (12) 議案第4号について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (13) 議案第4号について、議長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認され、以下の通り理事が選任された。理事 阿久戸光晴 谷井千絵
- (14) 議案第5号について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (15) 議案第5号について、議長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認され、次の通り評議員が選任された。評議員 菅谷元昭 明戸真弓美 小坂眞三 森本達夫 清水啓史
木内輝男 五味智子
- (16) 退任する評議員、小池理事長より挨拶があった。
- (17) 議長が、以上をもって本評議員会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印する。

平成29年6月14日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 評議員会

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議 事 録

1 会議名

平成29年度 第2回理事会

2 日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月14日(水) 16時～

(2) 場所 町屋文化センター ふれあい広場
東京都荒川区荒川7丁目20番1号

3 現在の理事数

11名

4 出席理事数及び氏名

(1) 会議出席理事数及び氏名

① 理事数 11名

② 氏名 阿久戸光晴 高梨博和 岡本壽子 牛丸美代子 加茂行昭
河野文昭 坂田一郎 高田忠則 久田由美子 平野千里
谷井千絵

(2) 出席監事数及び氏名

① 監事数 2名

② 氏名 松本香 石澤宏

5 決議事項

議案第1号 理事長の選任について

6 議事

- (1) 岡本常務理事より第2回理事会出席について謝辞を述べるとともに、事前に理事全員の同意を得て、招集手続きの省略により開催される理事会である旨説明があった。
- (2) 岡本常務理事より定款により理事長が選任されるまで岡本常務理事が進行をする旨を説明し、開会した。
- (3) 岡本常務理事より、新任の阿久戸理事、谷井理事の紹介があり、出席された理事全員より自己紹介があった。
- (4) 事務局より、本理事会が定款第35条に定める定足数を満たし、有効に成立している旨の報告があった。
- (5) 議案第1号について、前理事長の辞任に伴い、新たな理事長を選任する必要がある旨、岡本常務理事より説明が行われた。

- (6) 議案第1号について、岡本常務理事より一同に諮ったところ、複数の理事から阿久戸理事が推薦された。
- (7) 全員異議なく、以下のとおり理事長が選任された。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。
- 理事長 阿久戸光晴
- (8) 岡本常務理事より理事長に選任された阿久戸理事に進行を交代する旨の説明があった。
- (9) 阿久戸理事長（議長）より挨拶があり、定款第36条に基づき阿久戸理事長及び出席監事を議事録署名人とする旨の報告があった。
- (10) 阿久戸理事長が、以上を持って本理事会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、理事長並びに監事は、次に署名押印する。

平成29年6月14日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事会

理 事 長 _____ (印)

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議 事 録

1 会議名

平成29年度第3回理事会

2 日時及び場所

(1) 日時 平成29年12月4日(月) 15時30分～

(2) 場所 町屋文化センター3階 第一会議室
東京都荒川区荒川7丁目20番1号

3 議事録の作成に係る職務を行った者

常務理事 岡本壽子

4 現在の理事数

11名

5 出席理事数及び氏名

(1) 会議出席理事数及び氏名

① 理事数 10名

② 氏名	阿久戸光晴	高梨博和	岡本壽子	牛丸美代子
	加茂行昭	河野文昭	高田忠則	平野千里
	久田由美子	谷井千絵		

(2) 欠席理事数及び氏名

① 理事数 1名

② 氏名 坂田一郎

(3) 出席監事数及び氏名

① 監事数 2名

② 氏名 松本香 石澤宏

6 議決事項及び報告事項

(1) 議案第1号 評議員会の招集について

(2) 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況報告について

(3) 報告事項2 平成29年度上期事業報告及び財務諸表について

7 議事

(1) 理事長(議長)が第3回理事会出席について謝辞を述べて開会し、続いて理事長より挨拶があった。

- (2) 理事長より、本理事会が定款第35条に定める定足数を満たし、有効に成立している旨の報告があった。
- (3) 理事長より、定款第36条に基づき、理事長及び出席監事を議事録署名人とする旨の報告があった。
- (4) 議案第1号について、理事長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (5) 議案第1号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (6) 報告事項1について、理事長より報告が行われた。常務理事については、報告事項2の事業報告及び財務諸表の説明をもって職務執行状況報告とした。
- (7) 報告事項2について、理事長の求めに応じ事務局より報告が行われた。
- (8) 松本監事より、報告事項2について、予め監事による監査が終了している旨の報告があった。
- (9) 報告事項2に関連し、次のような質疑及び提案等があり、回答が必要なものに対しては事務局より説明を行った。
 - ・ホームページを活用した情報提供について
 - ・本年度の事業傾向及び入場者数について
 - ・人気の高いクラシック事業の内容と客層について
 - ・親世代等を含めた若年層の集客を増やすための手法について
- (10) 事務局より今後の事業案内についての報告があった。
- (11) 理事長が、以上をもって本理事会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、理事長並びに監事は、次に署名押印する。

平成29年12月4日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事会

理 事 長 _____ (印)

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議 事 録

1 会議名

平成29年度 第2回評議員会 (議長: 森本達夫)

2 日時及び場所

(1) 日時 平成29年12月11日(月) 15時30分～

(2) 場所 イーストヒル町屋2階 集会室
東京都荒川区荒川7丁目20番1号

3 議事録の作成に係る職務を行った者

事務局長 岡本 壽子

4 現在の評議員数

17名

5 出席評議員数及び氏名

(1) 会議出席評議員数及び氏名

① 評議員数 16名

② 氏 名	菅谷元昭	明戸真弓美	小坂眞三	森本達夫
	小島和男	清水啓史	遠田茂子	小野塚鷹一
	笠原立晃	斉賀靖佳	志村 博	田代 貢
	山下 登	五味智子	阿部忠資	池田洋子

(2) 欠席評議員数及び氏名

① 評議員数 1名

② 氏 名 木内輝男

6 報告事項

平成29年度上期事業報告及び財務諸表について

7 議事

- (1) 理事長が第2回評議員会出席について謝辞を述べ開会し、理事長より挨拶があった。
- (2) 新たに就任した評議員より挨拶があった。
- (3) 評議員の互選により森本達夫評議員が議長に選出された。
- (4) 事務局より、本評議員会が定款第20条に定める定足数を満たし有効に成立している旨の報告があった。

(5) 議長より、議事録署名人を議長の指名により選出することについて諮ったところ、出席評議員の同意を得て次の2名を選出した。

小野塚鷹一 評議員 小坂眞三 評議員

(6) 報告事項1について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。

(7) 石澤監事より、平成29年度上期決算において、予め監事による監査が終了している旨の報告があった。

(8) 報告事項1について、次のような質疑があり、議長の求めに応じて事務局が回答した。

- ・ 未収金の回収状況について
- ・ ふれあいミニコンサートのPR方法や今後の活動について
- ・ あらかわ手づくり市において、出展の応募状況及び出展予定者が急遽不参加になった場合の対応について
- ・ 人材育成事業の下半期の執行計画について
- ・ サンパール荒川における日本フィルハーモニー交響楽団の過去の利用状況について
- ・ アーティストバンクの登録・活動状況について

(9) 事務局より今後の事業案内についての報告があった。

(10) 議長が、以上をもって本評議員会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印する。

平成29年12月11日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 評議員会

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議 事 録

- 1 会議名
平成29年度 第4回理事会
- 2 日時及び場所
(1) 日時 平成30年3月16日(金) 10時00分～
(2) 場所 イーストヒル町屋2階 集会室
東京都荒川区荒川7丁目20番1号
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者
常務理事 岡本 壽子
- 4 現在の理事数
11名
- 5 出席理事数及び氏名
 - (1) 会議出席理事数及び氏名
 - ① 理事数 8名
 - ② 氏名 阿久戸光晴 岡本壽子 牛丸美代子 加茂行昭
河野文昭 平野千里 久田由美子 谷井千絵
 - (2) 欠席理事数及び氏名
 - ① 理事数 3名
 - ② 氏名 高梨博和 坂田一郎 高田忠則
 - (3) 出席監事数及び氏名
 - ① 監事数 2名
 - ② 氏名 松本香 石澤宏
- 6 決議事項
 - (1) 議案第1号 平成30年度事業計画
 - (2) 議案第2号 平成30年度収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込み
 - (3) 議案第3号 平成29年度第3回評議員会の招集について

7 議事

- (1) 理事長が第4回理事会出席について謝辞を述べて開会し、理事長より挨拶があった。
- (2) 理事長より、本理事会が定款第35条に定める定足数を満たし、有効に成立している旨の報告があった。
- (3) 理事長より、定款第36条に基づき、理事長及び出席監事（松本香 石澤宏）を議事録署名人とする旨の報告があった。
- (4) 議案第1号及び議案第2号について一括審議とする旨を理事長が一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (5) 議案第1号及び議案第2号について、理事長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (6) 議案第1号及び議案第2号について、次のような質疑があり、理事長の求めに応じて事務局が回答した。
 - ・ 自主事業調整積立金について
- (7) 議案第1号及び議案第2号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (8) 議案第3号について、理事長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
 - ・ 評議員会では平成30年度事業計画の報告、平成30年度収支予算及び資金調達並びに設備投資の見込みに加え、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団定款の変更が議題となる。
 - ・ 定款の変更は、理事長と副理事長の2名を一般法人法上の代表理事とするもので、評議員会において決議が行われれば、副理事長である高梨博和理事が代表理事に就任することとなる。
 - ・ なお、高梨副理事長には内諾を得ている。
- (9) 議案第3号について、理事長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (10) 事務局より今後の事業についての案内があった。
- (11) 今後の事業について次のような質疑があり、理事長の求めに応じて事務局が回答した。
 - ・ 荒川第九演奏会について
 - ・ ARAKAWA クラシック BOX について
 - ・ 「さくら Swing」育成支援事業について
- (12) 理事長が、以上をもって本理事会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、理事長並びに監事は、次に署名押印する。

平成30年3月16日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事会

理 事 長 _____ (印)

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)

議 事 録

1 会議名

平成29年度 第3回評議員会（議長： 森本達夫 ）

2 日時及び場所

- (1) 日時 平成30年3月29日（木）15時30分～
- (2) 場所 イーストヒル町屋2階 集会室
東京都荒川区荒川7丁目20番1号

3 現在の評議員数

17名

4 議事録の作成に係る職務を行った者

事務局長 岡本 壽子

5 出席評議員数及び氏名

(1) 会議出席評議員数及び氏名

評議員数 17名

氏名	菅谷元昭	明戸真弓美	小坂眞三	森本達夫
	小島和男	清水啓史	遠田茂子	小野塚鷹一
	笠原立晃	斉賀靖佳	志村 博	田代 貢
	山下 登	木内輝男	五味智子	阿部忠資 池田洋子

(2) 欠席評議員数及び氏名

評議員数 0名

6 議決事項

- (1) 議案第1号 平成30年度事業計画について
- (2) 議案第2号 平成30年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて
- (3) 議案第3号 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団定款の変更（別紙のとおり）

7 議事

- (1) 事務局が第3回評議員会出席について謝辞を述べ開会した。
- (2) 事務局より、本評議員会が定款第20条に定める定足数を満たし有効に成立している旨の報告があった。
- (3) 議長より、議事録署名人を議長の指名により選出することについて諮ったところ、出席評議員の同意を得て次の2名を選出した。
菅谷元昭 評議員 笠原立晃 評議員
- (4) 議案第1号から議案第2号について一括審議とする旨を議長が一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。

- (5) 議案第1号から議案第2号について、議長の求めに応じ事務局より説明が行われた。
- (6) 議案第1号から議案第2号について、次のような質疑があり、議長の求めに応じて事務局が回答した。
- ・ 「歌声喫茶」の開催状況について
 - ・ 落語会等の開催頻度について
 - ・ 町屋文化センター指定管理者事業費における消費税の予算計上について
 - ・ 町屋文化センター施設の老朽化への対応について
- (7) 議案第1号から議案第2号について、議長より一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (8) 議案第3号について議長の求めに応じて事務局より説明が行われた。
- (9) 議案第3号について、次のような質疑があり、議長の求めに応じて事務局が回答した。
- ・ 他財団における複数代表理事制導入状況について
 - ・ 理事長の報酬について
- (10) 議案第3号について、議長より定款の変更は定款第20条第2項に基づき、評議員の3分の2以上の賛成が必要である旨周知し、一同に諮ったところ、全員異議なく承認された。
- (11) 事務局より今後の事業についての案内があった。
- (12) 議長が、以上をもって本評議員会を終了する旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印する。

平成30年3月29日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 評議員会

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議案第 3 号
第 3 回評議員会

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団定款の変更

1 提案理由

理事長に加え、副理事長を一般法人法上の代表理事とすることで、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団の運営を円滑に行うため。

2 変更内容

副理事長を一般法人法上の代表理事とするとともにその職務を定めるほか、関係する条文を整理する。

新旧対照表は裏面のとおり。

新旧対照表（関係条文抜粋）

新	旧
<p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上12名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうちそれぞれ1名を理事長、副理事長及び常務理事とすることができる。</p> <p>3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第22条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上12名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上2名以内</p> <p>2 理事のうちそれぞれ1名を理事長、副理事長及び常務理事とすることができる。</p> <p>3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐して、理事長が欠けた時又は理事長に事故あるときは、その職務を代行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。</p> <p>3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。</p> <p>3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>
<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。</p>